

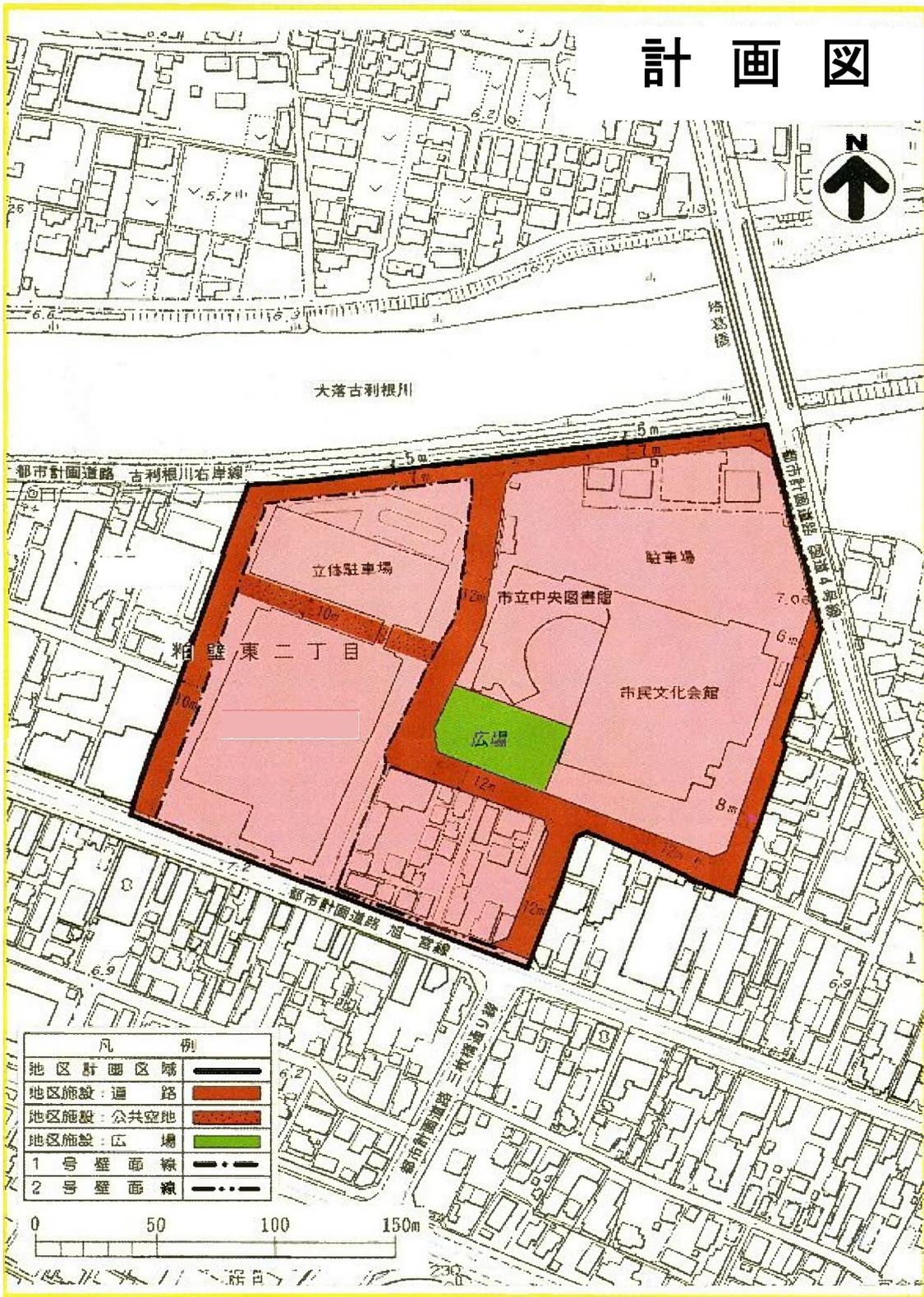
春日部都市計画 地区計画の変更（春日部市決定）

春日部都市計画 粕壁東二丁目地区地区計画を、次のように変更する。

決定告示年月日
平成30年 4月 1日

名称	粕壁東二丁目地区地区計画		
位置	春日部市粕壁東二丁目の一部		
面積	約5.0ha		
地区計画の目標	<p>本地区は、東武春日部駅東口より約500mの位置にある商業地域である。</p> <p>東口の商業地域では、商業の近代化・活性化の中で、人々が水と緑とふれあえるゆとりのある都市となるべく環境整備がなされている。</p> <p>本地区内では、市民文化会館、市立図書館、ショッピングセンターの核的施設が立地し、北側には古利根川河岸のプロムナード化が検討されている。</p> <p>このため、地区計画の策定により、文化・商業地としての適切な誘導と利便性の向上を図りつつ、建築物の用途の混在による環境悪化の防止を行うことにより良好な市街地環境を形成・保持する。</p>		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区内の市民文化会館、市立図書館及びショッピングセンターの立地と併せて文化・商業核を形成し将来にわたってこれを保持する。</p> <p>さらに、これら核的施設の他の街区については、良好な商業・住宅環境を形成する。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>地区内の核的施設群に対して、周囲の幹線道路との円滑な結び付きを図るため、幅員12m、10mの道路を確保し、車両の円滑な処理を行うとともに、古利根川沿いに歩行者に供する道路を確保し、将来においては、水と緑の河岸プロムナードとして整備する。</p> <p>さらに、ショッピングセンター敷地内に公共空地（通路）を配置する。また、核的施設に隣接して広場を配置する。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途の混在による環境の悪化を防止するため風俗営業施設等の制限を行う。またショッピングセンター敷地、及び都市計画道路旭一宮線に面する建築敷地は、壁面後退により、空地を確保し本地区にふさわしいゆとりある街づくりを図る。</p> <p>さらに、地区内に立地する建築物の意匠、形態については、周辺との調和を図るよう努める。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	<p>幅員 12m 2本 総延長 約 350m</p> <p>幅員 10m 1本 総延長 約 160m</p> <p>幅員 8m 1本 総延長 約 70m</p> <p>幅員 7m 1本 総延長 約 210m</p> <p>幅員 6m 1本 総延長 約 50m</p>
		公園、緑地、広場、その他公共空地	<p>公共空地 1ヶ所（通路、幅員10m） 延長 約85m</p> <p>広場 1ヶ所（約1,500㎡）</p>
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>①建築基準法別表第二（ほ）項第二号に掲げる建築物</p> <p>②建築基準法別表第二（へ）項第二号若しくは第五号に掲げる建築物</p> <p>③建築基準法別表第二（り）項第二号若しくは第三号に掲げる建築物その他これらに類するもの</p>
	壁面の位置の制限	1号壁面線	<p>建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2.0mを超える門若しくはへいは、計画図に表示する壁面線をこえて建築してはならない。</p>
		2号壁面線	<p>建築物の一階部分の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2.0mを超える門もしくはへいは、計画図に表示する壁面線を越えて建築してはならない。</p>
備考			

計 画 図



凡 例	
地区計画区域	——
地区施設：道 路	——
地区施設：公共空地	——
地区施設：広 場	——
1号壁面線	— · — ·
2号壁面線	— · · —